

事業者様向け

環境センターへ搬入・処理できるごみの種類と注意事項

中津川市環境センター

I. はじめに

〈事業者の責務〉

事業活動に伴って排出される廃棄物は、自らの責任において自らが適正に処理する必要があります。

(事業活動に伴って排出される廃棄物は、ごみステーションを利用して家庭ごみと一緒に排出することはできません。)

【参考】 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第3条

「事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。」

※ 環境センターへの搬入を予定している事業者様におかれましては、適正な分別・処理区分にて、承認申請作成および搬入をいただきますようお願いいたします。

II. ごみ搬入・受入の注意事項

◎中津川市環境センターは、一般廃棄物処理施設です。

受け入れできる廃棄物

- ・家庭ごみ
- ・資源ごみ
- ・事業系一般廃棄物 (承認申請が必要)
- ・一部の産業廃棄物に限り特別に受入を認める場合があります (承認申請が必要)

注意事項

1) 営業時間

事業系ごみの受入時間は平日の8時45分から16時30分までとなります。

(土曜・日曜・祝日・年末年始の受入はありません)

2) 事業者の方が環境センターへ搬入する場合の料金

～10kgまで 100円 (以降、10kg毎に100円の加算)

※「資源となるビン、缶、ペットボトル」を環境センター敷地内のリサイクルセンター前に設置してあるコンテナに排出される場合は、計量および料金不要。(可燃ごみ、不燃ごみとして、プラットホームへの搬入は不可。)

※ 公共施設等から排出されるごみで、公共性の高い事業に伴って排出されるものの場合、手数料が減免される場合があります。ご希望の場合は、環境センターまでご相談ください。

3) 紙ごみの完全リサイクル

リサイクル可能な紙類、ダンボール等は、必ず資源化を図って下さい。

シュレッダーにより裁断した紙であってもリサイクルは可能です。

(環境センターへ可燃物としての搬入はお断りいたします。)

4) 分別の徹底

ごみ分別の徹底を図って下さい。(特に燃えるごみ中の金属異物やダンボール等が多く見受けられます。)

5) 検査の実施

ごみの組成調査・搬入物の確認のため、適宜検査を実施します。不適物の搬入を確認した場合等は、ごみの持帰り及び搬入許可取消等の措置を講じます。

Ⅲ. 事業者が環境センター（リサイクルセンターも含む）へ搬入できるごみの種類

- （ ・ 事業系一般ごみ（資源となるビン、缶、ペットボトルを含む）
- ・ 一部の産業廃棄物

1) 事業系一般廃棄物

「別表 1 事業系一般廃棄物および産業廃棄物の主な分類」の事業系一般廃棄物に分類される物。

2) 一部の産業廃棄物

産業廃棄物とは、事業活動に伴って発生した廃棄物のうち、法律および政令で定められたものです。

環境センターは一般廃棄物の処理施設のため、産業廃棄物は原則受入れを行っていません。ただし、産業廃棄物のうち、一般廃棄物の処理に影響をきたさない範囲で焼却処理できるものに限り、再資源化できるものを除いて例外的に受入れを行います。施設の状況によっては、これまで搬入ができていても、搬入許可が出せなくなる場合もあります。なお、現在焼却処理に影響の出ない範囲であれば許可を出すことのできる品目は、以下のとおりです。

● 産業廃棄物だが「事業系一般廃棄物の搬入許可」があれば搬入できる物。

- ・ 廃プラスチック類の内、事務所や休憩所から出る小物類
例：文房具類、従業員用の食器類、40cm 以下の品物 等
※40 c m以上の品物は受け入れできません。
- ・ 金属類の内、事務所や休憩所から出る小物類
例：文房具類、従業員用の食器類、40cm 以下の品物 等
※40 c m以上の品物は受け入れできません。
- ・ ゴムくずの内、事務所や休憩所から出る小物類
例：文房具類、40cm 以下の品物 等
- ・ ガラスくず、陶磁器くずの内、事務所や休憩所から出る小物類
例：従業員用の食器類 40cm 以下の品物 等
- ・ 有害ごみ（電池、スプレー缶、廃ライター） 事務所、休憩所にて使用したものに限る

● 産業廃棄物処理承認申請書の提出が必要な物。

※申請があっても承認の出ない場合もございます。

◇紙くず

紙加工品製造業、新聞業、出版業、製本業、印刷物加工業の事業活動に伴って生ずる「印刷くず」、
「製本くず」、「裁断くず」でリサイクルできないもの等

◇木くず

木材又は木製品製造業、家具製造業、造園工事業等の事業活動に伴って生ずる「木くず」、「おがくず」「板きれ」等

◇動植物性残渣（食料品残渣類）

食料品製造業（パン、菓子類、豆腐、総菜類）等の事業活動に伴って生ずる食料品残渣類

IV. 環境センターへの搬入・処理ができないもの（搬入をお断りさせていただくものを含む）

1) 資源としてリサイクルできる品目

ア) リサイクル可能な紙類

- ・新聞紙（折込チラシ含む）・雑誌（雑誌、書籍、印刷冊子等）・ダンボール類
- ・雑がみ（オフィス等より発生する紙類《紙製品及びバラの印刷紙、コピー用紙類、チラシパンフレット、シュレッダー紙、名刺、封筒、包装紙、紙袋、紙箱等》）

【参考】紙類の再資源化先（詳しくは各事業者へお問い合わせください。）

- ・東海資源（株）東海リサイクルセンター

（中津川市千旦林2644-1/TEL:0573-68-5733）

- ・王子マテリア（株）中津川工場

（中津川市小川町2-3/TEL:0573-66-1511）

イ) ビニール類（リサイクルするもの）

- ・ビニール類（極力汚れを落としたもの、種類毎の分別の必要なし）

【参考】再資源化先（詳しくは事業者へお問い合わせください。）

- ・東海エコシステム（株）

（恵那市長島町1135-30/TEL:0573-26-0550）※処理費必要

ウ) リサイクル可能な発泡スチロール類

- ・トレー類 ・箱類

【参考】発泡スチロール類の再資源化先（詳しくは事業者へお問い合わせください。）

- ・ケイナンクリーン（株）中津川支社

（中津川市千旦林1173-1/TEL:0573-68-5657）※処理費必要

2) 「大型ごみ」として搬入・処理できる最大サイズ以上の廃棄物

3) 家電品 リサイクル家電類、電子レンジ、ファンヒーター、扇風機、掃除機等

4) 毒性ごみ 塗料、農・工業薬品類、その他薬品類

5) 危険性ごみ ガソリン、灯油、ガス等の引火・爆発物

6) 医療用器具類 注射器、注射針等

7) 自動車部品類 オートバイ・自動車及びその部品、バッテリー等

8) 土砂類 砂、土、瓦、コンクリート等

9) 焼却残渣類 焼却灰、炭類

10) 環境センターへの持込みができる品目以外の産業廃棄物

1 1) その他 耐火金庫、電気カーペット、電気毛布等

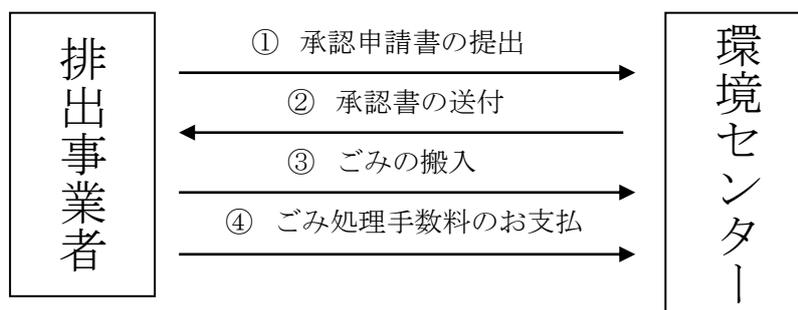
1 2) 有害ごみ 蛍光管、水銀使用製品、主となる業務で使用したもの

V. ごみの出し方

ごみ種類	搬入区分	品目例	出し方	その他
燃えるごみ	木くず類	木くず、板切れ	長さ40cm以下太さ8cm以下とし、おがくず類は飛散のないよう中身の見える透明若しくは半透明の袋に入れて下さい。	資源としてリサイクルできるものについては、環境センターへのお持込はお断りさせていただいております。 ※「環境センターへ搬入・処理できないもの（搬入をお断りさせていただくもの P.4）を参照。
	紙類	紙類のうち、リサイクルできない「ティッシュ・トイレットペーパー類」「カーボン紙」「芳香紙」「印刷・製本・裁断くず」	飛散のないように中身の見える透明若しくは半透明の袋に入れて下さい。 ※大きさは40cm	
	プラスチック類	弁当の包装紙など	飛散のないように中身の見える透明若しくは半透明の袋に入れて下さい。 ※大きさは40cm	
	厨芥類及び食料品製造残渣類		水分を切り、飛散のないように中身の見える透明若しくは半透明の袋に入れて下さい。 ※大きさは40cmまで	
	作業消耗品類	ウエス、軍手等の作業消耗品類等	中身の見える透明若しくは半透明の袋に入れて下さい。 ※大きさは40cmまで	
燃えないごみ	不燃物類	コップ、茶碗、ガラス等	飛散防止措置を施したコンテナ容器等の持ち帰りのできる入れ物にて搬入して下さい。 ※大きさは40cmまで	
	缶類	リサイクルできない缶類	必ず中をきれいに洗浄して搬入して下さい。	

大型ごみ	家具類	事務所や休憩所から排出される木製の椅子、机、棚等 ※木製のみ搬入可。	事前に環境センターへ搬入の連絡をしたのち搬入を行ってください。最大サイズを超えている場合は分解等を行い最大サイズに収まるようにして下さい。	最大サイズ 140cm×90cm×200cm (角材・丸太10cm×10cm×100cm) を超えないサイズのもの
資源ごみ	缶類		飲料用缶類で、きれいに中を洗浄して搬入して下さい。	リサイクルセンター前のコンテナにお出してください。 計量および料金の支払いは不要です。
	びん類		飲料用びん類で、きれいに中を洗浄して搬入して下さい。	
	ペットボトル類		飲料用ペットボトルで、キャップ及びラベルを外し、きれいに中を洗浄して搬入して下さい。	
有害ごみ	乾電池類	使用済みの一次乾電池 (二次電池は含まない)		事業者の方は、計量および料金の支払いが必要です。 (リサイクルセンター前のコンテナは一般家庭用のものですので、ご利用いただけません。)
	スプレー缶類		必ず底面及び側面に穴を空け、内部にガスが無い状態として下さい。	
	使い捨てライター類		使い切った状態で、内部に液体が残っていない状態として下さい。	

VI. 環境センターへの搬入の流れ



※ お持込いただける品目の事業系一般廃棄物の持込みが週50kgを超えない場合には、①および②の省略可。ただし、その場合は搬入時詳細の持込み内容を確認させていただく場合や、搬入時お時間を頂戴する場合がございます。

VII. 事業者一般廃棄物の収集運搬を依頼する場合の注意点

一般廃棄物の収集運搬を依頼する場合には、市から「一般廃棄物収集運搬許可」を得ている事業者
に依頼をしてください。

許可業者についてお知りになりたい場合は、環境センター（TEL：0573-62-0085）また
は市役所環境課（市役所代表 TEL：0573-66-1111）までお問合せください。

※ 一般廃棄物の収集許可業者以外の事業者等が環境センターへ廃棄物を搬入する場合、運搬者及び排出事業者が「廃
棄物の処理及び清掃に関する法律」に違反することとなるため、そのような事例が確認された場合には、搬入を
お断りさせていただくとともに、不適正な処理を行う廃棄物処理業者に委託していたことが明らかとなった場合、
排出事業者も廃棄物処理法の措置命令の対象となる可能性があります。

事業系一般廃棄物処分業許可業者（令和5年12月時点）

業者名	所在地	電話番号	廃棄物の種類
(有)東海バイオ	付知町1397-3	0573-83-2025	木くず・竹くず・草のくず・動物の糞尿
ケイナクリーン（株）	千旦林1173-1	0573-68-5657	廃食用油・ペットボトル・廃発泡スチロ ール等

〈別表1 事業系一般廃棄物および産業廃棄物の主な分類〉

※産業廃棄物の処分方法等については、県などの取り扱い機関または産業廃棄物処理業者等へご相談ください

	排出物の内容	主な排出事業者	事業系一廃	産廃
燃えがら	石炭がら、焼却炉の残灰、炉清掃排出物、その他焼却残さ	全事業所		●
汚泥	排水処理後および各種製造生産工程で排出された泥状のもの 活性汚泥法による余剰汚泥、ビルビット汚泥、カーバイトかす、ベントナイト汚泥、洗車場汚泥、建設汚泥 等	全事業所		●
廃油	鉱物性油、動植物性油、潤滑油、絶縁油、洗浄油、切削油、溶油、タールピッチ等	全事業所		●
廃酸	写真定着廃液、廃硫酸、廃塩酸、各種の有機廃酸類等すべての酸性廃液	全事業所		●
廃アルカリ	写真現像廃液、廃ソーダ液、金属せっけん廃液等すべてのアルカリ性廃液	全事業所		●
廃プラスチック類	合成樹脂くず、合成繊維くず、合成ゴムくず（廃タイヤを含む）等固形状・液状のすべての合成高分子系化合物（接客業等で客に提供した商品等のプラスチック容器なども含む）	全事業所		●
	従業員の個人消費に伴って生じる弁当がら等の包装資材などのプラスチック製品やトレー 等	会社事務所 等	●	
ゴムくず	生ゴム、天然ゴムくず	全事業所		●
金属くず	鉄鋼または非鉄金属の破片、研磨くず、切削くず等	全事業所		●
	従業員等の個人消費に伴って生じる金属容器、金属製品 等	会社事務所 等	●	
ガラスくず、コンクリートくず、陶磁器くず	ガラス類（板ガラス等）、製品の製造過程などで生ずるコンクリートくず、インターロッキングブロックくず、レンガくず、廃石膏ボード、セメントくず、モルタルくず、スレートくず、陶磁器くず等	全事業所		●
	従業員の個人消費に伴って生じるガラス瓶 等	会社事務所 等	●	
鋳さい	鋳物廃砂、電炉等溶解炉かす、ボタ、不良石灰、粉炭かす 等	全事業所		●
がれき類	工作物の新築、改築又は除去により生じたコンクリート破片、アスファルト破片その他これに類する不要物	全事業所		●
ばいじん	大気汚染防止法に定めるばい煙発生施設、ダイオキシン類対策特別措置法に定める特定施設または産業廃棄物焼却施設において発生するばいじんであって、集じん施設によって集められたも	全事業所		●

紙くず	紙くず	建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去により生じたもの）、パルプ製造業、製紙業、紙加工製造業、新聞業、出版業、製本業、印刷物加工業		●
	PCB が塗布または染みこんだもの	全事業所		●
	紙くず 等	会社事務所、小売店、飲食店 他	●	
木くず	木材片、おがくず、バーク類 等	建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去により生じたもの）、木材・木製品製造業（家具の製造業を含む）、パルプ製造業、輸入木材の卸売業、物品賃貸業		●
	貨物の流通のために使用したパレット等	全事業所		●
	PCB が染みこんだもの	全事業所		●
	梱包材、板切れ 等	会社事務所、小売店、飲食店 他	●	
繊維くず	木綿くず、羊毛くずなどの天然の繊維くず	建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去により生じたもの）、衣服その他繊維製品製造業以外の繊維工業		●
	PCB が染みこんだもの	全事業所		●
	繊維くず、衣類、布団類	衣類などの繊維製品製造業、小売店 他	●	
動物系固形不要物	獣畜、食鳥にかかわる固形状の骨その他の不要物	と畜場、食鳥処理場		●
	食肉骨の残渣	精肉店、飲食店 他	●	
動植物性残渣	あめかす、のりかす、醸造かす、発酵かす、魚および獣のあら等固形状の不要物	食料品製造業、医療品製造業、香料製造業		●
	食品残渣	飲食店、小売店 他	●	
動物の糞尿	牛、馬、豚、めん羊、にわとり等のふん尿	酪農、養豚、養鶏などの畜産農業		●
動物の死体	牛、馬、豚、めん羊、にわとり等の死体	酪農、養豚、養鶏などの畜産農業		●
	産業廃棄物を処分するために処理したもので、産業廃棄物に該当しないもの（例えばコンクリート固型化物）	廃棄物処理施設等		●

※ なお産業廃棄物のうち、「引火性廃油」「腐食性廃酸」「腐食性廃アルカリ」「感染性産業廃棄物」「特定有害産業廃棄物（廃 PCB 等、PCB 汚染物、PCB 処理物、廃水銀等、廃石綿等、有害物質を含有した産業廃棄物 など）は特別管理産業廃棄物

搬入できないもの（一例）

<p>廃プラスチック類 金属類 ガラスくず、陶磁器くず ゴムくず</p>	<p>○工場や店舗等から出るもの 製造工程で出る端材、商品等のラベル、梱包材、緩衝材、飲食店等の調理器具、店舗等で使用した展示物、飲食店等で使用した食器類、業務に使用する用具、建築資材、商品棚等で使用したフック等の小物類、家具類、家電類、材料や原料の容器、業務上顧客から回収した物品、社宅や社員寮で使用している家具等の内事業所の経費で設置したもの 等</p> <p>○事務所・会議室・休憩所から出るもの 家具類、家電類、大きさが 40cm 以上の品物 等</p> <p>◎ペットボトル、ビン、缶 ※資源ごみとしてリサイクルセンターへの持込は可。洗浄やラベル除去など行ったものに限る。</p>
<p>有害ごみ類</p>	<p>○工場や店舗等から出るもの 売れ残った商品、業務で使用したもの、水銀が使用されている品物</p> <p>◎蛍光灯は使用場所問わず搬入不可</p>
<p>その他</p>	<p>木製パレット、プラスチック製パレット、車両部品、コンクリート類、瓦類、耐火性及び不燃性のもの、消火器、油類 等</p>

※この表は一例であり記載のないものでも搬入不可の品物がございます。